



介護保険料などを軽減

所得の少ない人などが対象 市独自の軽減制度

所得が少なく介護保険料などの支払いが困難な65歳以上（第1号被保険者）の人を対象にした、帯広市独自の軽減制度があります。

問い合わせ 介護保険課（市庁舎1階、介護保険料は管理係、☎65・4150、介護サービス利用料は認定給付係、☎65・4151）

みんなで支え合う介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支え合う制度です。介護保険の運営に必要な財源は、約半分を40歳以上の皆さんが負担する保険料で、残りを公費で賄っています。

表1 保険料段階別の対象者と軽減対象者

保険料段階	対象者	軽減が該当になる場合
第1段階	世帯全員が非課税 老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	世帯1人当たりの前年収入額が老齢福祉年金相当額の39万9300円以下
第2段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	表3の合計収入の基準に該当するか、世帯1人当たりの前年収入額が老齢福祉年金相当額の39万9300円以下
第3段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	
第4段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	
第5段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	

- ・上記「合計所得金額」は、税法上の合計所得金額から「分離譲渡所得の特別控除」と「公的年金等に係る雑所得」を引いたものです。
- ・世帯状況は、毎年4月1日時点（年度途中に65歳になる人、市外から転入された人はその時点）が基準となります。
- ・第6段階以上（本人課税）の人は該当しません。
- ・令和元年10月から実施の消費税率の引き上げに伴う介護保険制度改正により、表2のとおり第1段階から第3段階の介護保険料が軽減されることになりました。

表2 介護保険制度改正による軽減後の保険料

保険料段階	年額保険料		
	平成30年度	今年度	軽減額
第1段階	3万1270円	2万6060円	5210円
第2段階	4万7240円	4万3420円	3820円
第3段階	5万2110円	5万380円	1730円

表3 世帯全員の合計収入の基準

世帯区分	平成30年中の収入
単身世帯	130万円以下（入院か介護保険施設に入所している場合は110万円以下）
2人世帯	190万円以下
その他の世帯	上記に1人増えるごとに60万円を加えた額以下

・資産などにより軽減に該当しない場合があります。

表4 利用料などの軽減制度

軽減されるサービス	利用者負担分から軽減される割合など	軽減されるための条件
1 在宅サービスの利用者負担軽減 ▶訪問介護・通所介護 ▶訪問入浴介護・訪問看護 ▶（介護予防）訪問リハ・通所リハ ▶（介護予防）認知症対応型通所介護 ▶（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ▶（介護予防）短期入所生活介護 ▶（介護予防）短期入所療養介護 ▶夜間対応型訪問介護 ▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ▶看護小規模多機能型居宅介護 ▶総合事業によるサービスのうち、訪問介護、通所介護、てだすけサービス、つながりサービス	50% =内容= ・利用料 ・食費 ・滞在費	①世帯全員が市町村民税非課税 ②年間収入が単身世帯で150万円以下 ※世帯1人増えるごとにプラス50万円 ③預貯金の額が単身世帯で350万円以下 ※世帯1人増えるごとにプラス100万円 ④日常生活に供する資産以外の資産を有していない ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない ⑥介護保険料を滞納していない
2 施設サービスの利用者負担軽減 ▶特別養護老人ホーム ▶地域密着型介護老人福祉施設	25%または50% ☆利用者の収入の状況により軽減率が決定します。	⑥介護保険料を滞納していない
3 生活保護受給者の利用者負担軽減 ▶介護老人福祉施設 ▶地域密着型介護老人福祉施設 ▶（介護予防）短期入所生活介護 ▶（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ▶看護小規模多機能型居宅介護	50%または100% ☆利用する施設により割合が異なります。	生活保護受給者

込みの人で、平成30年中の世帯全員の収入額が表3の基準以下

※今年度の保険料段階が決まるのは、市民税の賦課状況が確定する6月です。受付期間内には保険料段階が決まっていけないので、見込みで申請してください。

する保険料が軽減後の額になります。平成30年度に軽減が認められた人には、受付開始日前に申請書類を送付します。
受付期間
5月7日(火)～15日(水)、8時45分～17時30分(土・日曜日は除く)
場所
介護保険課(市庁舎1階)

申請に必要なもの

①印鑑

5月7日(火)から申請受け付け

軽減の基準に当てはまると思われる人は、介護保険課に申請してください。

期間を過ぎても随時受け付けますが、期間内に申請して軽減が認められると、6月中旬にお知らせ

②平成30年1～12月の収入額が分かる書類（平成30年分の公的年金などの源泉徴収票、遺族・障害年金振込通知書など）
③通帳と届け出印（納付書で納めている人で軽減が認められた場合は、口座振替をお願いしています）

特別な事情で保険料の支払いが困難な場合

介護保険には、保険料の減免と納付猶予の制度があります。災害や失業などで著しい収入の減少があり、一時的に保険料が納められなくなった場合は、早めに介護保険課へ相談してください。

対象者

第1号被保険者本人か世帯の生計を主として維持している人が、次のいずれかに当てはまる場合。

▼災害や火災などで家財に著しい損害を受けたとき

▼死亡や心身障害、3カ月以上の長期入院による著しい収入減があったとき

▼事業などの休業や損失、失業で著しい収入減があったとき

▼冷害などで農作物が不作になり著しい収入減があったとき

介護サービス利用料などの軽減制度

在宅サービスや施設サービスを利用する場合、表4の「軽減されるための条件」にすべて当てはまる人は、申請すると利用料などが軽減される制度があります。

詳細は、介護保険課が担当のケアマネジャー、介護保険施設に問い合わせください。

申請に必要なもの

①軽減が必要な人の印鑑

②世帯全員の平成29年1月～12月の収入が分かる書類（平成29年の公的年金などの源泉徴収票、遺族・障害年金、恩給の振込通知書など）

③世帯全員の預金通帳（平成29年1月～提出月までの内容が記載されているもの）、有価証券など